

金沢都市計画地区計画の変更（金沢市決定）

福久町東部地区 他 10 地区

建築基準法の改正に伴う地区計画の用途制限の変更を行う地区 11 地区

No.	名 称	位 置	規 模
1	19. 福久町東部地区	金沢市福久 1 丁目及び福久 2 丁目の全部	18. 7ha
2	33. 三池高柳地区	金沢市三池栄町の全部及び三池新町の一部	14. 3ha
3	39. 木曳野地区	金沢市桂町イ、木曳野 1 丁目、木曳野 2 丁目、木曳野 3 丁目及び木曳野 4 丁目の各一部	24. 1ha
4	40. 戸板第二地区	金沢市示野町チ、戸板 3 丁目、戸板 4 丁目及び戸板西 2 丁目の全部並びに桜田町 1 丁目、示野町ロ、ハ及びト、戸板 1 丁目、戸板 2 丁目、戸板 5 丁目、戸板西 1 丁目、薬師堂町イ及びロ並びに若宮町チの各一部	49. 4ha
5	43. 無量寺第二地区	金沢市無量寺町ハ、無量寺 4 丁目及び無量寺 5 丁目の各一部	19. 0ha
6	49. 金沢市栗崎町 4 丁目地区	金沢市栗崎町 4 丁目の一部	11. 9ha
7	52. 金沢港東部工業用地地区	金沢市湊 3 丁目、近岡町及び御供田町の各一部	12. 1ha
8	59. イータウンかなざわ地区	金沢市磯部町、乙丸町及び高柳町の各一部	5. 0ha
9	64. 米泉町 10 丁目地区	金沢市米泉町 10 丁目の一部	10. 6ha
10	68. 金沢森本インター工業団地地区	金沢市河原市町の一部	11. 0ha
11	70. 福久町地区	金沢市福久町ホの一部	0. 8ha

1. 福久町東部地区地区計画

建築物等の用途の制限（変更箇所抜粋）

朱書きは変更前

地区名	現行	改正
流通業務地区	・ 建築基準法別表第2（り）項第2号から第4号に掲げる建築物。ただし、同表（ぬ）項第2号に掲げる建築物に該当するもの及び作業場の床面積の合計が300㎡を超えない自動車修理工事を除く。	・ 建築基準法別表第2（ぬ）項第2号から第4号に掲げる建築物。ただし、同表（る）項第2号に掲げる建築物に該当するもの及び作業場の床面積の合計が300㎡を超えない自動車修理工事を除く。

2. 三池高柳地区地区計画

建築物等の用途の制限（変更箇所抜粋）

朱書きは変更前

地区名	現行	改正
沿道サービス地区A	・ 建築基準法別表第2（り）項第2号から第4号に掲げる建築物。	・ 建築基準法別表第2（ぬ）項第2号から第4号に掲げる建築物。

3. 木曳野地区地区計画

建築物等の用途の制限（変更箇所抜粋）

朱書きは変更前

地区名	現行	改正
流通業務地区	・ 建築基準法別表第2（り）項に掲げる建築物。	・ 建築基準法別表第2（ぬ）項に掲げる建築物。

4. 戸板第二地区地区計画

建築物等の用途の制限（変更箇所抜粋）

朱書きは変更前

地区名	現行	改正
拠点サービス地区A 拠点サービス地区B 沿道サービス地区B 住宅軽工業地区	・ 建築基準法別表第2（り）項第3号及び第4号に掲げる建築物。	・ 建築基準法別表第2（ぬ）項第3号及び第4号に掲げる建築物。

5. 無量寺第二地区地区計画

建築物等の用途の制限（変更箇所抜粋）

朱書きは変更前

地区名	現行	改正
拠点サービス地区	・ 建築基準法別表第2（り）項第3号及び第4号に掲げる建築物。	・ 建築基準法別表第2（ぬ）項第3号及び第4号に掲げる建築物。
住宅軽工業地区	・ 建築基準法別表第2（り）項第4号に掲げる建築物。	・ 建築基準法別表第2（ぬ）項第4号に掲げる建築物。

6. 金沢市粟崎町4丁目地区地区計画

建築物等の用途の制限（変更箇所抜粋）

朱書きは変更前

地区名	現行	改正
全域	・ 建築基準法別表第2（を）項各号に掲げる建築物。	・ 建築基準法別表第2（わ）項各号に掲げる建築物。

7. 金沢港東部工業用地地区計画

建築物等の用途の制限（変更箇所抜粋）

朱書きは変更前

地区名	現行	改正
全域	<ul style="list-style-type: none"> ・建築基準法別表第2（を）項各号に掲げる建築物。 	<ul style="list-style-type: none"> ・建築基準法別表第2（わ）項各号に掲げる建築物。

8. イータウンかなざわ地区地区計画

建築物等の用途の制限（変更箇所抜粋）

朱書きは変更前

地区名	現行	改正
拠点サービス地区A 拠点サービス地区B	<ul style="list-style-type: none"> ・建築基準法別表第2（り）項第3号及び第4号に掲げる建築物。 	<ul style="list-style-type: none"> ・建築基準法別表第2（ぬ）項第3号及び第4号に掲げる建築物。

9. 米泉町10丁目地区地区計画

建築物等の用途の制限（変更箇所抜粋）

朱書きは変更前

地区名	現行	改正
沿道サービス地区A	<ul style="list-style-type: none"> ・建築基準法別表第2（り）項第2号及び第3号に掲げる工場。 ・建築基準法別表第2（り）項第4号に掲げる危険物の貯蔵又は処理に供するもの。 	<ul style="list-style-type: none"> ・建築基準法別表第2（ぬ）項第2号及び第3号に掲げる工場。 ・建築基準法別表第2（ぬ）項第4号に掲げる危険物の貯蔵又は処理に供するもの。

10. 金沢森本インター工業団地地区地区計画

建築物等の用途の制限（変更箇所抜粋）

朱書きは変更前

地区名	現行	改正
工業地区A 工業地区B	<ul style="list-style-type: none"> ・建築基準法別表第2（ぬ）項第1号に掲げる事業を営む工場及び同項第2号に掲げるもの。 	<ul style="list-style-type: none"> ・建築基準法別表第2（る）項第1号に掲げる事業を営む工場及び同項第2号に掲げるもの。

11. 福久町地区地区計画

建築物等の用途の制限（変更箇所抜粋）

朱書きは変更前

地区名	現行	改正
全域	<ul style="list-style-type: none"> ・建築基準法別表第2（り）項第3号に掲げる工場。 ・建築基準法別表第2（り）項第4号に掲げる危険物の貯蔵又は処理に供するもの。 	<ul style="list-style-type: none"> ・建築基準法別表第2（ぬ）項第3号に掲げる工場。 ・建築基準法別表第2（ぬ）項第4号に掲げる危険物の貯蔵又は処理に供するもの。

（都市計画の決定の内容）

建築基準法第48条及び同法別表第2の改正に伴い、建築物等の用途の制限の変更を行う。

金沢都市計画地区計画の変更（金沢市決定）
都市計画福久町東部地区地区計画を次のとおり決定する。

上段朱書きは変更前

名称		福久町東部地区 地区計画			
位置		金沢市福久1丁目及び福久2丁目の全部			
面積		約 18.7 ha			
区域の整備・開発及び保全に関する方針	地区計画の目標	<p>本地区は国道8号に隣接し、北陸自動車道にも近接する広域的な交通の利便性の高い地域であり、周辺には豊かな環境を備えた良好な住宅地が形成されている。この様な状況の中、本地区では周辺市街地の環境保全に配慮しつつ、流通業務系施設と調和した新しい街づくりが進められている。</p> <p>そこで本地区計画では、福久町東部土地区画整備事業による公共施設の整備とともに、建築物に関する誘導を行い、用途の混在、あるいは敷地の細分化などによる居住環境の悪化を防止し、良好な市街地の形成が図られることを目標とする。</p>			
	土地利用の方針	<p>土地区画整理事業を基盤とした、機能的な流通業務地及び良好な郊外居住地に、適応した計画的な土地利用の実現を図るため、本地区を3つの地区に区分する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 流通業務地区 広域幹線である国道8号沿道における新たな複合的流通業務施設の立地を進めると共に、周辺居住地の環境保全と景観整備に配慮した流通業務地区の形成を図る地区とする。 2. 一般住宅地区 周辺に広がる郊外居住地の一部として、居住環境に配慮した複合的な土地利用を図る住宅地区とする。 3. 低層住宅地区 良好な住環境の形成を図る住宅地区とする。 			
	建築物等の整備方針	<p>地区計画の目標及び土地利用の方針に基づき、それぞれの土地利用にふさわしい街区の形成が図られるように、建築物等の用途の制限、建築物等の敷地面積の最低限度、建築物等の壁面の位置の制限、建築物等の高さの最高限度、建築物等の形態又は意匠の制限及び垣又はさくの構造の制限などを行う。</p>			
地区建築物等に備える事項	地区の細区分	名称	流通業務地区	一般住宅地区	低層住宅地区
		面積	約 9.2 ha	約 7.4 ha	約 2.1 ha
	建築物等の用途の制限	<p>次に掲げる建築物は、建築してはならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆屋外ゴルフ練習場 ◆バッチェング練習場 ◆畜舎 ◆風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第1号から第3号に規定する風俗営業の用に供する建築物 ◆建築基準法別表第2（ほ）項第2号に掲げる勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの ◆建築基準法別表第2（り）項第2号から第4号に掲げる建築物。ただし、同表（ぬ）項第2号に掲げる建築物に該当するもの及び作業場の床面積の合計が300㎡を超えない自動車修理工場を除く。 <p>建築基準法別表第2（ぬ）項第2号から第4号に掲げる建築物。ただし、同表（る）項第2号に掲げる建築物に該当するもの及び作業場の床面積の合計が300㎡を超えない自動車修理工場を除く。</p>			

金沢都市計画地区計画の変更（金沢市決定）
都市計画三池高柳地区地区計画を次のように決定する。

上段朱書きは変更前

名称		三池高柳地区 地区計画						
位置		金沢市三池栄町の全部及び三池新町の一部						
面積		約 14.3 ha						
区域の整備・開発及び保全に関する方針	地区計画の目標	本地区は北陸新幹線整備事業に関連して移設されたJR東金沢新駅の西口広場が地区内に新設され、新駅を中心に東西市街地の結節拠点として周辺の基盤整備が進められている。また、中環状道路と内環状道路を結ぶ都市計画道路（足田上荒屋線）の整備に伴い、今後さらに発展が予想される地区であり、本地区計画では都市施設の整備に合わせた計画的な市街地形成への基本を定め、生活利便施設の誘導と居住環境に配慮した住宅地の供給を図りながら、魅力的な都市環境の形成に努めることを目標とする。						
	土地利用の方針	土地区画整理事業を基盤とした機能的な商業系業務地及び良好な居住環境を創出するための計画的な土地利用を図るため、本地区を6つの地区に区分する。						
		1. 地域拠点地区	2. 沿道サービス地区A	3. 沿道サービス地区B	4. 一般住宅地区A	5. 一般住宅地区B	6. 一般住宅地区C	
建築物等の整備方針	地区計画の目標及び土地利用の方針に基づき、それぞれの土地利用にふさわしい街区の形成が図られるよう、建築物等の用途の制限、建築物等の敷地面積の最低限度、建築物等の壁面の位置の制限、建築物等の高さの最高限度、建築物等の形態又は意匠の制限及び、垣又はさくの構造の制限などを行う。							
地区整備計画	地区の細区分	名称	地域拠点地区	沿道サービス地区A	沿道サービス地区B	一般住宅地区A	一般住宅地区B	一般住宅地区C
		面積	約 1.3 ha	約 3.1 ha	約 3.6 ha	約 2.8 ha	約 1.5 ha	約 2.0 ha
建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	<p>地区の区分に応じ、それぞれ次に掲げる建築物等を建築してはならない。ただし、地区計画の都市計画決定時（以下「基準時」という。）に、現に存する建築物の敷地において、従前と同様の用途の建築物を増築及び改築する場合は、建築基準法施行令第137条の7による。</p> <p>○畜舎、サイロ</p> <p>○ゴルフ練習場○バッティング練習場○勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの</p> <p>○倉庫業を営む倉庫</p> <p>○風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第2号から第5号に規定する風俗営業の用に供する建築物</p> <p>○風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第2号から第5号に規定する風俗営業の用に供する建築物</p> <p>○建築基準法別表第2（り）項第2号から第4号に掲げる建築物</p> <p>建築基準法別表第2（ぬ）項第2号から第4号に掲げる建築物</p> <p>○風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第2号から第5号に規定する風俗営業の用に供する建築物</p> <p>○建築基準法別表第2（い）項に掲げる建築物以外の用途の建築物</p>						

金沢都市計画地区計画の変更（金沢市決定）
都市計画木曳野地区地区計画を次のように決定する。

上段朱書きは変更前

名称		木曳野地区 地区計画			
位置		金沢市桂町イ、木曳野1丁目、木曳野2丁目、木曳野3丁目及び木曳野4丁目の各一部			
面積		約24.1 ha			
区域の整備・開発及び保全に関する方針	地区計画の目標	<p>本地区は、金沢市の中心市街地の西北西約5kmにあり、北東は日本海に臨む金沢港、南は金沢外環状道路（海側幹線）、東は石川県庁を核とする金沢西部副都心地域に隣接した、交通利便性を有する住宅地である。</p> <p>また、都市計画道路畷田寺中線の整備に伴い、今後さらに発展が予想される地区であることから、幹線道路の沿道にふさわしい秩序ある景観の形成と、緑豊かで快適な居住環境の創出等、健全な都市機能の発展を促す市街地形成の基本とし、計画的かつ魅力的な市街地の形成を図り、より良い環境をつくることを目標とする。</p>			
	土地利用の方針	土地区画整理事業により基盤整備がなされた区域において、良好な土地利用を図るため、以下の4地区に区分し、それぞれの土地利用方針を示す。			
		1. 流通業務地区	2. 沿道サービス地区	3. 都市型居住地区A	4. 都市型居住地区B
建築物等の整備方針	地区計画の目標および土地利用の方針に基づき景観的な配慮を行い、それぞれの土地利用にふさわしい街区の形成が図られるよう、建築物等の用途の制限、建築物の敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限、建築物等の高さの最高限度、建築物等の形態又は意匠の制限、垣又はさくの構造の制限を行う。				
地区建築物等に關する計画	地区の細区分	1. 流通業務地区	2. 沿道サービス地区	3. 都市型居住地区A	4. 都市型居住地区B
	面積	約1.9ha	約4.1ha	約16.1ha	約2.0ha
建築物等の用途の制限	<p>地区の区分に応じ、次に掲げる建築物等を建築してはならない。</p> <p>○畜舎又はサイロ</p> <p>○ホテル又は旅館 ○自動車教習所 ○ゴルフ練習場又はバッティング練習場</p> <p>○勝馬投票券発売所又は場外券売場 ○カラオケボックス（コンテナに類する形状のものに限る。）</p> <p>○風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第1号から第3号までに掲げる営業の用に供する建築物 ○建築基準法別表第2（り）項に掲げる建築物 建築基準法別表第2（ぬ）項に掲げる建築物</p> <p>○風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第2号から第5号までに掲げる営業の用に供する建築物</p> <p>○事務所、店舗、飲食店その他これらに類する用途に供する部分の床面積の合計が1,500㎡を超えるもの ○建築基準法別表第2（に）項第2号に掲げる工場</p> <p>○自動車車庫（建築物に附属するものを除く。）</p>				

金沢都市計画地区計画の変更（金沢市決定）
都市計画戸板第二地区地区計画を次のように決定する。

上段朱書きは変更前

名称		戸板第二地区 地区計画																	
位置		金沢市示野町子、戸板3丁目、戸板4丁目及び戸板西2丁目の全部並びに桜田町1丁目、示野町口、八及びト、戸板1丁目、戸板2丁目、戸板5丁目、戸板西1丁目、薬師堂町イ及びロ並びに若宮町子の各一部																	
面積		約49.4 ha																	
区域の整備・開発及び保全に関する方針	地区計画の目標	<p>本地区は、金沢市の中心市街地の西方約5.0kmに位置し、隣接する国道8号及び北陸自動車道に加えて、県庁の移転や金沢外環状道路（海側幹線）の整備に伴い、金沢副都心の一端を担う新市街地として発展が予想される地区である。</p> <p>このことから、広域的な都市機能の集積を視野に置き、商業業務機能を持った沿道空間の創出と、職住近接の住宅需要に応える快適な住宅地を誘導するなど、魅力的な市街地の形成を図ることを目標とする。</p>																	
	土地利用の方針	<p>土地区画整理事業を基盤とした機能的な複合商業地及び良好な居住環境を創出するための計画的な土地利用を図るため、本地区を6つの地区に区分する。</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:16.6%;">1. 拠点サービス地区A</td> <td style="width:16.6%;">2. 拠点サービス地区B</td> <td style="width:16.6%;">3. 沿道サービス地区A</td> <td style="width:16.6%;">4. 沿道サービス地区B</td> <td style="width:16.6%;">5. 住宅軽工業地区</td> <td style="width:16.6%;">6. 中層住宅地区</td> </tr> <tr> <td>地域の活性化を推進していくため、国道8号に隣接する西側一帯に複合商業施設を集積させ、地域の拠点地区を形成する。</td> <td>国道8号に隣接する東側一帯を沿道施設を集積を可能とし、かつ、周辺の既存集落の住環境にも配慮した地域の拠点地区を形成する。</td> <td>幹線道路沿道の有効利用に加えて沿道型施設の無秩序な立地防止と周辺の住環境との調和に配慮した沿道型施設の立地を誘導する。</td> <td>幹線道路沿道の有効利用に加えて沿道系施設の無秩序な立地を防止し、住宅地と店舗、事務所等が共存した街区の形成を図る。</td> <td>既存集落の住環境を保全しつつ、軽工業とも調和できる魅力ある住宅地区の形成を図る。</td> <td>中層の集合住宅を許容する住宅地として、日常的な利便性を確保するため店舗等も立地した良好な住宅地の形成を図る。</td> </tr> </table>						1. 拠点サービス地区A	2. 拠点サービス地区B	3. 沿道サービス地区A	4. 沿道サービス地区B	5. 住宅軽工業地区	6. 中層住宅地区	地域の活性化を推進していくため、国道8号に隣接する西側一帯に複合商業施設を集積させ、地域の拠点地区を形成する。	国道8号に隣接する東側一帯を沿道施設を集積を可能とし、かつ、周辺の既存集落の住環境にも配慮した地域の拠点地区を形成する。	幹線道路沿道の有効利用に加えて沿道型施設の無秩序な立地防止と周辺の住環境との調和に配慮した沿道型施設の立地を誘導する。	幹線道路沿道の有効利用に加えて沿道系施設の無秩序な立地を防止し、住宅地と店舗、事務所等が共存した街区の形成を図る。	既存集落の住環境を保全しつつ、軽工業とも調和できる魅力ある住宅地区の形成を図る。	中層の集合住宅を許容する住宅地として、日常的な利便性を確保するため店舗等も立地した良好な住宅地の形成を図る。
	1. 拠点サービス地区A	2. 拠点サービス地区B	3. 沿道サービス地区A	4. 沿道サービス地区B	5. 住宅軽工業地区	6. 中層住宅地区													
地域の活性化を推進していくため、国道8号に隣接する西側一帯に複合商業施設を集積させ、地域の拠点地区を形成する。	国道8号に隣接する東側一帯を沿道施設を集積を可能とし、かつ、周辺の既存集落の住環境にも配慮した地域の拠点地区を形成する。	幹線道路沿道の有効利用に加えて沿道型施設の無秩序な立地防止と周辺の住環境との調和に配慮した沿道型施設の立地を誘導する。	幹線道路沿道の有効利用に加えて沿道系施設の無秩序な立地を防止し、住宅地と店舗、事務所等が共存した街区の形成を図る。	既存集落の住環境を保全しつつ、軽工業とも調和できる魅力ある住宅地区の形成を図る。	中層の集合住宅を許容する住宅地として、日常的な利便性を確保するため店舗等も立地した良好な住宅地の形成を図る。														
建築物等の整備方針	<p>地区計画の目標および土地利用の方針に基づき、建築物等の用途の制限、建築物の敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限、建築物等の高さの最高限度、建築物等の形態又は意匠の制限及び垣又はさくの構造の制限を定めることで景観的な配慮を行い、かつ、周辺の既成市街地の環境との調和を保ちながら、それぞれの土地利用にふさわしい街区と緑豊かな街並みが形成されるよう誘導する。</p>																		
地区整備に関する事項	地区の細区分	名称	1. 拠点サービス地区A	2. 拠点サービス地区B	3. 沿道サービス地区A	4. 沿道サービス地区B	5. 住宅軽工業地区	6. 中層住宅地区											
		面積	約11.4ha	約6.0ha	約8.2ha	約4.4ha	約10.7ha	約8.7ha											
	建築物等の用途の制限	<p>地区の区分に応じ、それぞれ次に掲げる建築物を建築してはならない。</p> <p>ただし、地区計画の都市計画決定時（以下「基準時」という。）に、現に存する建築物の敷地において、従前と同様の用途の建築物を増築及び改築する場合は、建築基準法施行令第137条の4による。</p> <p>○畜舎 ○サイロ</p> <p>○自動車教習所 ○ゴルフ練習場 ○バッチング練習場 ○カラオケボックス（コンテナに類する形状のものに限る） ○倉庫業を営む倉庫 ○射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:16.6%;">○風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第1号から第3号までに掲げる営業の用に供する建築物</td> <td style="width:16.6%;">○風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項各号に掲げる営業の用に供する建築物</td> <td style="width:16.6%;">○風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第2号から第5号までに掲げる営業の用に供する建築物</td> <td style="width:16.6%;">○風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項各号に掲げる営業の用に供する建築物</td> <td style="width:16.6%;">○風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項各号に掲げる営業の用に供する建築物</td> <td style="width:16.6%;">○風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項各号に掲げる営業の用に供する建築物</td> </tr> <tr> <td colspan="2">○建築基準法別表第2（り）項第3号及び第4号に掲げる建築物</td> <td colspan="2">○建築基準法別表第2（ぬ）項第3号及び第4号に掲げる建築物</td> <td colspan="2">○建築基準法別表第2（ぬ）項第3号及び第4号に掲げる建築物</td> </tr> </table> <p>○風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第2号及び第3号に掲げる営業の用に供する建築物</p> <p>○危険物の貯蔵又は処理に供するもの</p>						○風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第1号から第3号までに掲げる営業の用に供する建築物	○風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項各号に掲げる営業の用に供する建築物	○風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第2号から第5号までに掲げる営業の用に供する建築物	○風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項各号に掲げる営業の用に供する建築物	○風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項各号に掲げる営業の用に供する建築物	○風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項各号に掲げる営業の用に供する建築物	○建築基準法別表第2（り）項第3号及び第4号に掲げる建築物		○建築基準法別表第2（ぬ）項第3号及び第4号に掲げる建築物		○建築基準法別表第2（ぬ）項第3号及び第4号に掲げる建築物	
○風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第1号から第3号までに掲げる営業の用に供する建築物	○風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項各号に掲げる営業の用に供する建築物	○風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第2号から第5号までに掲げる営業の用に供する建築物	○風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項各号に掲げる営業の用に供する建築物	○風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項各号に掲げる営業の用に供する建築物	○風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項各号に掲げる営業の用に供する建築物														
○建築基準法別表第2（り）項第3号及び第4号に掲げる建築物		○建築基準法別表第2（ぬ）項第3号及び第4号に掲げる建築物		○建築基準法別表第2（ぬ）項第3号及び第4号に掲げる建築物															

金沢都市計画地区計画の変更（金沢市決定）
都市計画無量寺第二地区地区計画を次のように決定する。

上段朱書きは変更前

名 称		無量寺第二地区 地区計画			
位 置		金沢市無量寺町八、無量寺4丁目及び無量寺5丁目の各一部			
面 積		約 19.0 ha			
区域の整備・開発及び保全に関する方針	地区計画の目標	<p>本地区は、北陸の中心都市「金沢」の新たな都心として、“新都心形成による近代的金沢の創出”を目的とした西部副都心整備が進められており、副都心形成の先導的開発として、『にぎわい交流環境』の形成を推進するものである。</p> <p>また、近接する北陸自動車道や国道8号に加えて、金沢外環状道路（海側幹線）などの広域道路網の整備に伴い、今後さらに発展が予想される地区であることから、広域的な都市機能の集積として商業業務機能を持った沿道空間の創出と、職住近接の住宅需要に応える快適な住宅地を誘導するなど、計画的かつ魅力的な市街地の形成を図ることを目標とする。</p>			
	土地利用の方針	1. 拠点サービス地区	2. 住宅軽工業地区	3. 一般住宅地区	
		地域の活性化を推進していくため、都市計画道路畷田湊線に隣接する東側一帯に複合商業施設を集積させ、地域の拠点地区を形成する。	既存施設の住環境を保全しつつ、住宅と軽工業が調和できる魅力ある住宅地の形成を図る。	専用住宅を主体に、日常生活に必要な利便性を確保するための店舗等も立地した良好な住宅地の形成を図る。	
建築物等の整備方針	地区計画の目標及び土地利用の方針に基づき、景観的な配慮を行い、それぞれの土地利用にふさわしい街区の形成が図られるよう、建築物等の用途の制限、建築物の敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限、建築物等の高さの最高限度、建築物等の形態又は意匠の制限、垣又はさくの構造の制限を定める。				
地区建築物等に 関係する 事項	地区の 細区分	名称	1. 拠点サービス地区	2. 住宅軽工業地区	3. 一般住宅地区
		面積	約 11.3 ha	約 5.7 ha	約 2.0 ha
	建築物等の用途の制限	<p>地区の区分に応じ、それぞれ次に掲げる建築物を建築してはならない。</p> <p>○畜舎 ○サイロ ○自動車教習所 ○ゴルフ練習場 ○バッチング練習場 ○カラオケボックス（コンテナに類する形状のものに限る。） ○射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場</p> <p>○倉庫業を営む倉庫</p>			
		<p>○建築基準法別表第2（り）項第3号及び第4号に掲げる建築物 建築基準法別表第2（ぬ）項第3号及び第4号に掲げる建築物 ○風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第1号から第3号までに掲げる営業の用に供する建築物</p>	<p>○建築基準法別表第2（り）項第4号に掲げる建築物 建築基準法別表第2（ぬ）項第4号に掲げる建築物 ○風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項各号に掲げる営業の用に供する建築物</p>	<p>○建築基準法別表2（へ）項に掲げる建築物 ○風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第2号から第5号に掲げる営業の用に供する建築物</p>	

金沢都市計画地区計画の変更（金沢市決定）

都市計画金沢市粟崎町4丁目地区地区計画を次のように決定する。

上段朱書きは変更前

名 称	金沢市粟崎町4丁目地区 地区計画		
位 置	金沢市粟崎町4丁目の一部		
面 積	約11.9 ha		
及 区 域 保 全 の 整 備 す る 開 発 方 針	地 区 計 画 の 目 標	<p>本地区は、JR金沢駅から北西約6.3kmに位置し、のと里山海道及び日本海に近接しており、陸海等での様々な物資の運搬も可能であるため、交通利便性が高い、工業地区として優れた地区である。</p> <p>当地区周辺は工業系の土地利用が図られている地域であるため、周辺環境と調和した魅力的で潤いのある工業地の形成を目標とする。</p>	
	土 地 利 用 の 方 針	<p>工業地区としての適正な土地利用を誘導するため、建築物等の用途の制限により用途の混在を防止するとともに、東側に広がる住居系地区への環境等に配慮した土地利用を図る。</p>	
	建 築 物 等 の 整 備 方 針	<p>地区計画の目標及び土地利用の方針に基づき、景観的な配慮を行い、かつ、周辺環境との調和が図られるよう、建築物等の用途の制限、建築物の敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限、建築物等の形態又は意匠の制限、建築物の緑化率の最低限度、及び垣又はさくの構造の制限を行い、魅力的で潤いのある工業地が形成されるよう誘導する。</p>	
地 区 整 備 計 画	建 築 物 等 に 関 する 事 項	建 築 物 等 の 用 途 の 制 限	<p>次に掲げる建築物等を建築してはならない。</p> <p>建築基準法別表第2（を）項各号に掲げる建築物 建築基準法別表第2（わ）項各号に掲げる建築物</p>
		建 築 物 の 敷 地 面 積 の 最 低 制 限	1,000 m ²
		壁 面 の 位 置 の 制 限	<p>建築物の外壁又はこれに代わる柱の面（以下「壁面等」という。）から道路境界線又は隣地、調整地、水路（以下「隣地等」という。）の境界線までの距離は、それぞれ2m以上としなければならない。</p>
		建 築 物 等 の 形 態 又 は 意 匠 の 制 限	<p>広告物は自己の用に供するもので、色彩、装飾、大きさ等により美観風致を損なわず、都市景観形成上支障がないもので、次に該当するものとする。</p> <p>(1) 屋上及び屋根面に設置しない。 (2) 独立広告物は、表示面を含め壁面後退部分に設置しない。</p>
		建 築 物 の 緑 化 率 の 最 低 制 限	20%
		垣 又 は さ くの 構 造 の 制 限	<p>道路に面して垣又はさくを設ける場合（壁面後退区域（壁面の位置の制限として定められた限度に係る線と当該道路境界線との間の敷地の区域をいう。）外に設ける場合を除く。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1) 生け垣、植栽又は透過性のフェンス (2) レンガ、タイル、ブロック、石等によるもので高さが0.6m以下のもの (3) 前号に掲げるものと生け垣、植栽又は透過性のフェンスとを組み合わせたもの</p>
理 由	<p>市の開発により基盤整備を予定している本地区において、周辺環境と調和した工業地区の形成を目標に、適正な土地利用を誘導していくため、地区計画を決定する。</p>		

「区域は計画図表示のとおり」

理由

建築基準法第48条及び同法別表第2の改正に伴い、建築物等の用途の制限の変更を行う。

金沢都市計画地区計画の変更（金沢市決定）

都市計画金沢港東部工業用地地区地区計画を次のように決定する。

上段朱書きは変更前

名称		金沢港東部工業用地地区 地区計画	
位置		金沢市湊3丁目、近岡町及び御供田町の各一部	
面積		約12.1 ha	
及び区域の保全に整備する方針	地区計画の目標	<p>本地区は、JR金沢駅から北北西約6kmに位置し、金沢港、のと里山海道に近接している。陸路・海路の利便性が高い地域であり、金沢港の国際物流拠点化を推進するための工業地区として優れた地区である。</p> <p>当地区周辺は工業系の土地利用が図られている地域であるため、周辺環境と調和し、港の機能性を活かした魅力ある工業地の形成を目標とする。</p>	
	土地利用の方針	工業地区としての適正な土地利用を誘導するため、建築物等の用途の制限及び建築物の敷地面積の最低限などを定める。	
	建築物等の整備方針	地区計画の目標及び土地利用の方針に基づき、景観的な配慮を行い、かつ、周辺環境との調和が図られるよう、建築物等の用途の制限、建築物の敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限、建築物等の形態又は意匠の制限、及び垣又はさくの構造の制限を行い、港の機能性を活かした魅力ある工業地が形成されるよう誘導する。	
地区整備計画	建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	<p>次に掲げる建築物等を建築してはならない。</p> <p>建築基準法別表第2（を）項各号に掲げる建築物 建築基準法別表第2（わ）項各号に掲げる建築物</p>
		建築物の敷地面積の最低制限	1,000 m ²
		壁面の位置の制限	<p>建築物の外壁又はこれに代わる柱の面（以下「壁面等」という。）から道路境界線又は隣地、公園、河川等（以下「隣地等」という。）の境界線までの距離の最低限度は、次に掲げる数値とする。</p> <p>(1) 道路境界線については2 m (2) 隣地等の境界線については1 m</p>
		建築物等の形態又は意匠の制限	<p>広告物は自己の用に供するもので、色彩、装飾、大きさ等により美観風致を損なわず、都市景観形成上支障がないもので、次に該当するものとする。</p> <p>(1) 屋上及び屋根面に設置しない。 (2) 独立広告物は、表示面を含め壁面後退部分に設置しない。 ただし、地盤面からの最低高さを3 m以上確保し、かつ、壁面後退部分への突出幅が1 m以内のものを除く。</p>
		垣又はさくの構造の制限	<p>道路に面して垣又はさくを設ける場合（壁面後退区域（壁面の位置の制限として定められた限度に係る線と当該道路境界線との間の敷地の区域をいう。）外に設ける場合を除く。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1) 生け垣、植栽又は透過性のフェンス (2) レンガ、タイル、ブロック、石等によるもので高さが0.6m以下のもの (3) 前号に掲げるものと生け垣、植栽又は透過性のフェンスとを組み合わせたもの</p>
理由		県土地開発公社の開発により基盤整備を予定している本地区において、周辺環境と調和した工業地区の形成を目標に、適正な土地利用を誘導していくため、地区計画を決定する。	

「区域は計画図表示のとおり」

理由

建築基準法第48条及び同法別表第2の改正に伴い、建築物等の用途の制限の変更を行う。

金沢都市計画地区計画の変更（金沢市決定）

都市計画イータウンかなざわ地区地区計画を次のように決定する。

上段朱書きは変更前

名 称		イータウンかなざわ地区 地区計画							
位 置		金沢市磯部町、乙丸町及び高柳町の各一部							
面 積		約 5.0 ha							
区域の整備、開発及び保全に関する方針	地区計画の目標		<p>本地区は、金沢市の市街地の北側に位置し、JR金沢駅、東金沢駅及び北陸自動車道金沢東インターが近接しているなど、交通利便性が高い地区となっており、主要道路の沿道は既に商業を主とした市街地が形成されている。</p> <p>本計画において、区域の中央には南北方向に区画幹線道路（幅員 9.0m）を、区域東側には、東西方向に区画街路（幅員 7.0m）を設け、商業施設の立地を軸とした全3街区を配置し、周辺市街地と調和を図り、計画的かつ健全な市街地を形成することを目標とする。</p>						
	土地利用の方針		<table border="1"> <tr> <th>拠点サービス地区 A</th> <th>拠点サービス地区 B</th> </tr> <tr> <td> 周囲の交通利便性を生かした商業施設を主としたエリアとし、周辺地区との調和を図り、ゆとりある土地利用を図るものとする。 </td> <td> 商業施設としての店舗等のほか、居住施設の建設が可能な地区とし、商業と居住の調和に配慮した土地利用を図るものとする。 </td> </tr> </table>	拠点サービス地区 A	拠点サービス地区 B	周囲の交通利便性を生かした商業施設を主としたエリアとし、周辺地区との調和を図り、ゆとりある土地利用を図るものとする。	商業施設としての店舗等のほか、居住施設の建設が可能な地区とし、商業と居住の調和に配慮した土地利用を図るものとする。		
	拠点サービス地区 A	拠点サービス地区 B							
周囲の交通利便性を生かした商業施設を主としたエリアとし、周辺地区との調和を図り、ゆとりある土地利用を図るものとする。	商業施設としての店舗等のほか、居住施設の建設が可能な地区とし、商業と居住の調和に配慮した土地利用を図るものとする。								
建築物等の整備方針		地区計画の目標及び土地利用の方針に基づき、ゆとりある健全な商業地形成を行うため、土地利用方針に基づく街区形成が図られるよう、建物等の用途制限、壁面位置の制限、建築物等の形態又は意匠の制限、垣又はさくの構造の制限等を行い、魅力的な商業地が形成されるよう誘導する。							
地区整備計画	地区の細区分		<table border="1"> <tr> <th>名称</th> <th>面積</th> </tr> <tr> <td>拠点サービス地区 A</td> <td>約4.0ha</td> </tr> <tr> <td>拠点サービス地区 B</td> <td>約1.0ha</td> </tr> </table>	名称	面積	拠点サービス地区 A	約4.0ha	拠点サービス地区 B	約1.0ha
	名称	面積							
	拠点サービス地区 A	約4.0ha							
	拠点サービス地区 B	約1.0ha							
	建築物等の制限		<p>次に掲げる建築物等は、建築してはならない。</p> <p>(1) 畜舎又はサイロ</p> <p>(2) 自動車教習所、ゴルフ練習場又はバッティング練習場</p> <p>(3) 射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの</p> <p>(4) カラオケボックス（コンテナに類する形状のものに限る。）</p> <p>(5) 建築基準法別表第2（り）項第3号及び第4号に掲げる建築物 建築基準法別表第2（ぬ）項第3号及び第4号に掲げる建築物</p> <p>(6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第1号から第3号までに掲げる営業の用に供する建築物</p>						
	建築物等に關する事項		住宅、共同住宅、寄宿舎又は下宿						
壁面の位置の制限		建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線又は隣地若しくは水路の境界線までの距離の最低限度は、1.0mとする。							
建築物等の形態又は意匠の制限		1. 建築物等の色彩は、原色を避け、幹線道路の沿道施設及び周辺の街並みに調和したものとし、景観形成上支障がないものとする。 2. 外壁及び屋根の色彩は、マンセル表色系で別表に掲げるものとする。 3. 屋外広告物等は自己用とし、色彩、装飾、大きさ等により美観風致を損なわず、景観形成上支障がないもので、表示面も含め壁面後退部分に設置しない。							
垣又はさくの構造の制限		道路に面して垣又はさくを設ける場合は、次の各号のいずれかに該当するものとする。 (1) 生け垣、植栽又は高さが1.1m以下の透過性のフェンス (2) レンガ、タイル、ブロック、石等によるもので高さが0.6m以下のもの (3) 前号に掲げるものと生け垣、植栽又は透過性のフェンスとを組み合わせたもの（透過性のフェンスと組み合わせたものについては、高さが1.1m以下のものに限る。）							
理 由		周囲の環境と調和したゆとりある商業を中心とした地区の形成を行い、魅力あるまちづくりを推進・誘導していくため、地区計画を決定する。							

「区域は計画図表示のとおり」

理由

建築基準法第48条及び同法別表第2の改正に伴い、建築物等の用途の制限の変更を行う。

金沢都市計画地区計画の変更（金沢市決定）

都市計画米泉町10丁目地区地区計画を次のように決定する。

上段朱書きは変更前

名称		米泉町10丁目地区 地区計画				
位置		金沢市米泉町10丁目の一部				
面積		約 10.6 ha				
区域の整備開発及び保全に関する方針	地区計画の標	<p>本地区は、金沢駅の南西約3.5kmにあるJR西金沢駅前のJT金沢工場の跡地であり、自然豊かな伏見川に隣接し、周辺には住宅地が形成されている。</p> <p>本地区を、西金沢駅周辺にふさわしい、快適な居住環境の創出や利便性を高める商業サービス施設の整備など、良好な市街地の形成を図ることを目標とする。</p>				
	土地利用の針	<p>本地区を次の5地区に区分し、各々の特性を活かした土地利用を図る。また幅員約12.0mの道路を配置し、各地区への車両アクセスの主要動線の確保に努める。</p>				
		拠点サービス地区	沿道サービス地区A	沿道サービス地区B	沿道サービス地区C	一般住宅地区
建築物等の整備方針	建築物等の整備方針	<p>地区計画の目標及び土地利用の方針に基づき、それぞれの土地利用にふさわしい街区の形成が図られるよう、建築物等の用途の制限、建築物の敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限、建築物等の高さの最高限度、建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限及び垣又は柵の構造の制限を行う。</p>				
		名称	幅員	延長	備考	
地区の細区分	名称	拠点サービス地区	沿道サービス地区A	沿道サービス地区B	沿道サービス地区C	一般住宅地区
	面積	約 1.0 ha	約 3.5 ha	約 0.6 ha	約 1.9 ha	約 3.6 ha
建築物等の用途の制限	建築物等の用途の制限	<p>地区の区分に応じ、それぞれ次に掲げる建築物等を建築してはならない。</p> <p>○神社、寺院、教会その他これらに類するもの ○自動車車庫（建築物に附属するものを除く。）</p> <p>○畜舎 ○サイロ ○葬儀場</p>				
		○射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの	○射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの	○ゴルフ練習場又はバッティング練習場	○ゴルフ練習場又はバッティング練習場	—
建築物等の用途の制限	建築物等の用途の制限	○倉庫業を営む倉庫	○倉庫業を営む倉庫	○自動車教習所	○自動車教習所	○風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第2号及び第3号に掲げる営業の用に供する建築物
		○都市計画道路松島西金沢線に面する敷地内の建築物で1階部分のうち当該道路に面する部分を居住の用に供するもの	○風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第1号から第4号までに掲げる営業の用に供する建築物	○カラオケボックス（コンテナに類する形状のものに限る。）	○風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第2号から第5号までに掲げる営業の用に供する建築物	
建築物等の用途の制限	建築物等の用途の制限	○風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第2号から第4号までに掲げる営業の用に供する建築物	○建築基準法別表第2（リ）項第2号及び第3号に掲げる工場	○風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第2号から第5号までに掲げる営業の用に供する建築物		
		○風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第2号から第4号までに掲げる営業の用に供する建築物	○建築基準法別表第2（ぬ）項第2号及び第3号に掲げる工場			

地 区 建 築 物 等 に 関 す る 計 画 事 項			○建築基準法別表第2(り)項第4号に掲げる危険物の貯蔵又は処理に供するもの 建築基準法別表第2(ぬ)項第4号に掲げる危険物の貯蔵又は処理に供するもの			
	地区の細区分	拠点サービス地区	沿道サービス地区A	沿道サービス地区B	沿道サービス地区C	一般住宅地区
	建築物の敷地面積の最低限度	160㎡ ただし、基準時（地区計画の都市計画決定時）に、上記面積未満の敷地となっている場合は、この限りではない。				
	壁面の位置の制限	<p>1 建築物の外壁又はこれに代わる柱の面（以下「壁面等」という。）から道路境界線又は隣地、公園、歩行者専用道路、水路若しくは調整池（以下「隣地等」という。）の境界線までの距離の最低限度は、次に掲げる数値とする。</p> <p>(1) 道路境界線については1.0m (2) 隣地等の境界線については0.8m</p> <p>2 次の各号に掲げるものについては、前項の規定は、適用しない。</p> <p>(1) 道路境界線に係る壁面等の後退において、壁面後退部分（壁面等から道路境界線又は隣地等の境界線までの距離の最低限度に満たない距離にある部分をいう。以下同じ。）に係る床面積の合計が5㎡以内であり、かつ、軒の高さが3.0m以下の独立した車庫</p> <p>(2) 隣地等の境界線に係る壁面等の後退において、壁面後退部分に係る床面積の合計が5㎡以内であり、かつ、軒の高さが3.0m以下の附属建築物</p>				
	建築物等の高さの最高限度	建築物の高さの最高限度は、地区の区分に応じ、それぞれ次に掲げる数値とする。				
		—	—	—	—	12m
	建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限	<p>1 建築物の外壁の色は、マンセル表色系で別表に掲げるものとし、周囲の景観と調和したものとする。</p> <p>2 建築物の屋根の色は、黒、グレー、茶、濃茶、濃緑又は濃紺を基調とした落ち着きのある色調とし、マンセル表色系で別表に掲げるものとする。</p> <p>3 広告物は、色彩、装飾、大きさ等により美観風致を損なわず、景観形成上支障のないもので、次に該当するものとする。</p> <p>(1) 表示面を含め壁面後退部分に設置しない</p> <p>(2) 建築物等の屋根面及び屋上に設置しない</p>				
	垣又は柵の構造の制限	<p>道路（市道三馬10号米泉町10丁目線1号を除く。）に面して垣又は柵を設ける場合（壁面後退区域（壁面の位置の制限として定められた限度に係る線と当該道路境界線との間の敷地の区域をいう。）外に設ける場合を除く。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1) 生け垣、植栽又は高さが1.5m以下の透過性のフェンス</p> <p>(2) レンガ、タイル、ブロック、石等によるもので高さが0.6m以下のもの</p> <p>(3) 前号に掲げるものと生け垣、植栽又は透過性のフェンスとを組み合わせたもの（透過性のフェンスと組み合わせたものについては、高さが1.5m以下のものに限る。）</p>				
理由	本地区においては、西金沢駅周辺整備に伴い、周囲の環境と調和した良好な市街地の形成等、魅力あるまちづくりを推進・誘導していくため、地区計画を決定する。					

「区域は計画図表示のとおり」

理由

建築基準法第48条及び同法別表第2の改正に伴い、建築物等の用途の制限の変更を行う。

金沢都市計画地区計画の変更（金沢市決定）

都市計画金沢森本インター工業団地地区地区計画を次のように決定する。

上段朱書きは変更前

名 称		金沢森本インター工業団地地区 地区計画			
位 置		金沢市河原市町の一部			
面 積		約11.0ha			
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標	<p>本地区は、金沢市中心部から北東約5.5kmに位置し、北陸自動車道金沢森本IC及び金沢外環状道路山側幹線が西側に近接する交通利便性に優れた地区で、北側には住宅地が広がり、南側には金沢テクノパークが隣接している。</p> <p>本地区計画では、工業系市街地として適正な土地利用を図ることにより、周辺環境と調和した活力と潤いのある工業団地の形成を目標とする。</p>			
	土地利用の方針	<p>本地区の南側に隣接する金沢テクノパークと一体化した製造・物流施設の集積を主体とし、住居系建築物を制限するとともに、一部自家販売のための小規模な店舗等を併設する施設も立地した工業団地の形成及び北側に広がる住宅地への環境等に配慮した土地利用を図る。</p>			
	建築物等の整備方針	<p>地区計画の目標及び土地利用の方針に基づき、景観的な配慮を行い、かつ、周辺環境との調和が図られるよう、建築物等の用途の制限、建築物の敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限、建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限、垣又は柵の構造の制限を行い、快適で潤いのある工業団地が形成されるよう誘導する。</p>			
地区整備計画	地区の細区分	名 称	工業地区A	工業地区B	工業地区C
		面 積	約2.1ha	約0.4ha	約8.5ha
	建築物等の用途の制限	<p>地区の区分に応じ、それぞれ次に掲げる建築物を建築してはならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○住宅、共同住宅、寄宿舎又は下宿 ○建築基準法別表第2（に）項第3号に掲げる運動施設 ○カラオケボックスその他これに類するもの ○射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの ○図書館、博物館その他これらに類するもの ○公衆浴場 ○診療所 ○神社、寺院、教会その他これらに類するもの ○老人ホーム、保育所、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの ○老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの ○自動車教習所 ○畜舎 ○店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもの <p>ただし、自家販売のための店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもので、床面積の合計が1,000㎡以内のものを除く。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第2号から第5号までに掲げる営業の用に供する建築物 			
		<ul style="list-style-type: none"> ○ 建築基準法別表第2（ぬ）項第1号に掲げる事業を営む工場及び同項第2号に掲げるもの ○ 建築基準法別表第2（る）項第1号に掲げる事業を営む工場及び同項第2号に掲げるもの 	—		
建築物の敷地面積の最低限度	<p>1,000㎡ ただし、公園を除く。</p>				

金沢都市計画地区計画の変更（金沢市決定）
 都市計画福久町地区地区計画を次のように決定する。

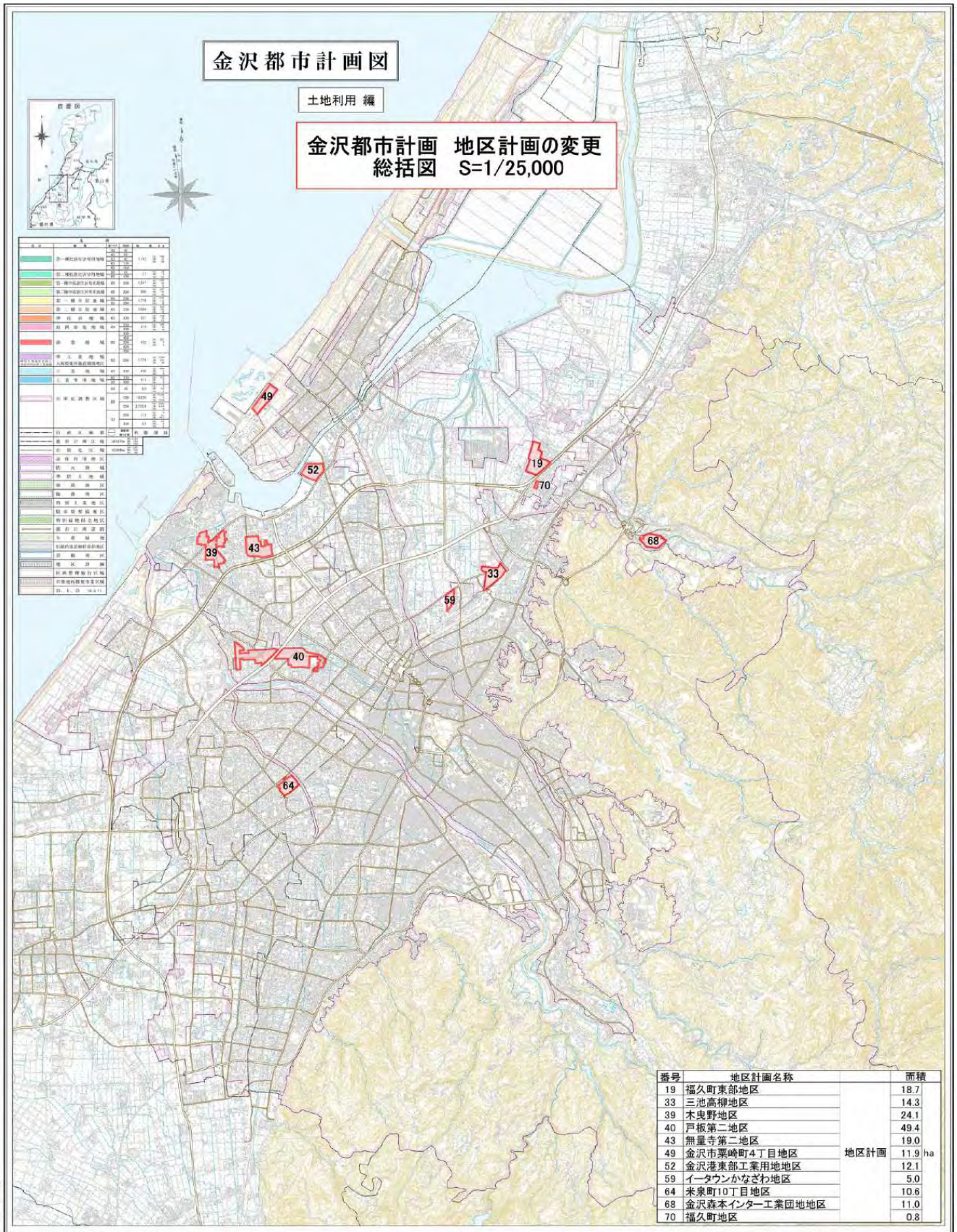
上段朱書きは変更前

名 称		福久町地区 地区計画
位 置		金沢市福久町木の一部
面 積		約0.8 ha
及 区 域 の 整 備 に 関 する 方 針	地 区 計 画 の 目 標	本地区は、国道8号に面する沿道サービスが集積する地区に隣接し、背後には住宅地が形成されている。周辺の住宅地と調和を図りながら、健全で魅力ある商業業務地区を形成することを目標とする。
	土 地 利 用 の 方 針	背後の住宅地に配慮し、商業と居住が調和した商業業務地区としての土地利用を図る。
	建 築 物 等 の 整 備 方 針	地区計画の目標及び土地利用の方針に基づき、健全で魅力ある商業業務地の形成が図られるよう、建築物等の用途の制限、建築物等の壁面の位置の制限及び垣又は柵の構造の制限を行う。
地 区 整 備 計 画	建 築 物 等 の 用 途 の 制 限	次に掲げる建築物等を建築してはならない。 (1) 畜舎又はサイロ (2) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの (3) 自動車教習所 (4) カラオケボックス（コンテナに類する形状のものに限る。） (5) 葬儀場 (6) ホテル又は旅館 (7) 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供する部分の床面積の合計が3,000㎡を超えるもの (8) 事務所に供する部分の床面積の合計が3,000㎡を超えるもの (9) 勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの (10) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第1号から第3号に掲げる営業の用に供する建築物 (11) 建築基準法別表第2（に）項第3号に掲げる運動施設 (12) 建築基準法別表第2（へ）項第3号に掲げる建築物 (13) 倉庫業を営む倉庫 (14) 原動機を使用する工場で、作業場の床面積の合計が150㎡を超えるもの（自動車修理工場を除く） (15) 建築基準法別表第2（り）項第3号に掲げる工場 建築基準法別表第2（ぬ）項第3号に掲げる工場 (16) 建築基準法別表第2（り）項第4号に掲げる危険物の貯蔵又は処理に供するもの 建築基準法別表第2（ぬ）項第4号に掲げる危険物の貯蔵又は処理に供するもの
	壁 面 の 位 置 の 制 限	1 建築物の外壁又はこれに代わる柱の面（以下「壁面等」という。）から道路境界線又は隣地、水路若しくは農道（以下「隣地等」という。）の境界線までの距離の最低限度は、次に掲げる数値とする。 (1) 道路境界線については1.0m (2) 隣地等（水路を除く。）の境界線については1.0m (3) 水路の境界線については2.0m 2 基準時（地区計画の都市計画決定時）に、既に建築物が存する敷地については、前項の規定は適用しない。
	垣 又 は 柵 の 構 造 の 制 限	隣地等に面して垣又は柵を設ける場合（壁面後退区域（壁面の位置の制限として定められた限度に係る線と当該隣地等境界線との間の敷地の区域をいう。）外に設ける場合を除く。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。 (1) 透過性のフェンス (2) レンガ、タイル、ブロック、石等によるもので高さが0.6m以下のもの (3) 前号に掲げるものと透過性のフェンスとを組み合わせたもの
理 由		背後の住宅地と調和した、健全で魅力ある商業業務地の形成を推進・誘導していくため地区計画を定めるものである。

「区域は計画図表示のとおり」

理由

建築基準法第48条及び同法別表第2の改正に伴い、建築物等の用途の制限の変更を行う。



19. 福久町東部地区 地区計画 計画図



33. 三池高柳地区 地区計画 計画図



戸板第二地区 地区計画 計画図

